

平成28年度「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」期間中、当会でも様々な取組が行われました。

○平成28年度納税表彰式が挙行されました

11月15日(火)、本年度の納税表彰式が松本商工会館にて行われました。当会関係者では神澤陸雄氏(会長)の財務大臣納税表彰の披露とともに、福岡進氏(朝日部会長)が税務署長納税表彰を受賞されました。また、14日(月)には松本合同庁舎にて百瀬衛貴男氏(副会長・波田部会長) 森田章敬氏(厚生副委員長・東部部会長)への県知事感謝状(県税功労者表彰)の伝達式が行われました。誠にありがとうございます。

財務大臣納税表彰
神澤 陸雄 氏(会長)



前列左端：福岡進氏、同3人目：神澤陸雄氏

税務署長納税表彰

福岡 進 氏(朝日部会長)

県税功労者表彰

百瀬衛貴男 氏(副会長・波田部会長)

森田 章敬 氏(厚生副委員長・東部部会長)

○松本税務署長講演会開催 (松本間税会・松本法人会共催)



講師の清水松本税務署長

11月14日(月)、松本間税会との共催で、松本税務署長の清水俊一氏を講師にお迎えし松本税務署長講演会を開催しました。本年度の講演テーマは「暮らしを支える税」でした。

今年7月に松本税務署長に着任された清水署長さんに、税の歴史、意義を解説していただくと共に、現在の日本の税制度、歳入・歳出状況、そして課題などについてもわかり易くお話していただきました。

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本 社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
U R L：<http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



○平成28年度時局講演会開催

大相撲貴乃花部屋女将 花田景子氏講演会 『ピンチをチャンスに！』

(関東信越税理士会長野県支部連合会・同松本支部、松本法人会共催)

11月11日(金)、本年度の時局講演会を松本東急REIホテルにて開催いたしました。講師には、大相撲貴乃花部屋の女将さんである花田景子氏をお招きし、『ピンチをチャンスに！』というテーマでお話を伺いました。

講師の花田さんは元フジテレビアナウンサーであり、「平成の大横綱」貴乃花関(現：貴乃花親方)と結婚され、現在は相撲部屋の女将さんとして若い力士たちを支えています。キャリアから常に華やかな活躍を続けてきたイメージがありますが、実際には、日々生放送の重圧等を感じていたアナウンサー時代、そして国民の人気者と結婚したが故の想像を絶するような周囲からの重圧や、真実とは異なる報道等に悩まされた日々が続いたそうです。



講師の花田さん

ありがとうございました。そんな困難に置かれても、自分の気持ちを切り替え、次の一步を踏み出していく強い気持ちを、花田さんは身に着けることができました。こうした引き込まれるようなお話に加え、迫力の映像も用いながら貴乃花親方の活躍を改めて確認することで会場は大いに盛り上がりました。

長野県出身力士として84年ぶりの新三役昇進を決めた御嶽海(上松町出身)の活躍に当地も湧く中、大相撲11月場所(福岡開催)を週末に控える絶好のタイミングでの開催となり、会場には本当

そうした苦しい状況の中でしたが、自分を支え続けてくれる家族や友人など大切な人達の

に大勢の聴講者の方々にお集まりいただくことが出来ました。

貴重なお話をしていただいた花田さん、ご参加いただいた大勢の皆様本当にありがとうございます。

○テレビ松本「国税の窓」特別番組

“第13回クイズ税金百科”の 収録に参加しました



会場の様子

税を考える週間期間中の11月13日(日)にテレビ松本ケーブルビジョンにて放送された、「国税の窓」特別番組“第13回クイズ税金百科”の収録が、当会を含めた松本税務署管内納税関係団体参加のもと、10月16日(日)に松本市立丸ノ内中学校にて実施され、当会からは上條青年部副部長に応援団として参加していただきました。

番組は中学生(1チーム3名)参加の学校対抗クイズ大会で、今大会は松本市内の4校6チームが参加し熱戦を繰り広げました。初級・中級・上級と難易度別に国税・地方税に関する様々な問題が出題されましたが、どのチームもしっかりと学習をしてきてくれたようで、高いレベルでの接戦が繰り広げられ、予定の問題数では優勝校、さらには3位校が確定せず、延長戦(優勝校決定戦と3位決定戦)に突入。しかし、事前に準備されていた延長戦用問題でも決着が付かず、急きょ会場で新しい問題が作られるという、手に汗を握る展開となりました。(当会の応援した信大付属中学校Bチームは延長戦の末3位という結果になりました!)

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰⁵〕法人税その41

私的整理手続により弁済期限を延長した 金銭債権に係る貸倒引当金の取扱い

〔Q〕

甲社は、この数年間業績不振が続いており、債務超過の状態に陥ったことから、今般、中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定し、C銀行を含む全金融債権者がこの再生計画に同意して負債整理を行うこととなりました。この再生計画は、甲社の大口債権者であるA銀行とB銀行が、同一の基準により債権放棄を行い、少額債権者であるC銀行は、債権放棄を行わず甲社との契約に基づき甲社に対する既存の貸付金の弁済期日を15年先に延長し、かつ、弁済期日に一括弁済する旨の条件変更を行うといった内容です。

このような状況からC銀行においては、甲社に対する貸付金について法人税法に規定する個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の計上を考えていますが、上記のような再生計画に基づく契約は、法人税法施行規則の「行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの」に該当し、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入事由が生じているとして差し支えありませんか。

〔A〕

ご質問のとおりで差し支えありません。

貸倒引当金は、法人が有する金銭債権を「個別評価金銭債権」と「一括評価金銭債権」とに区分し、それぞれの区分ごとに計算し計上します。

このうち「個別評価金銭債権」は、債権者に次の事

実が生じている場合に、損失の見込額をそれぞれの場合の三つの区分に応じて各債務者ごとに貸倒引当金に繰り入れることができます。(左下参照)

法人(中小法人、銀行、保険会社等一定の法人に限ります。)が有する金銭債権について、その債務者につき生じた更生計画認可の決定等の「特定事由」に基づき、その弁済期限の延長等(弁済猶予、分割払)が行われた場合には、その金銭債権の額のうち特定事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済を受けることとなっている金額以外の金額、すなわち6年目以降に弁済される金額(担保等での取立見込額を除きます。)について、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れることにより損金の額に算入することができます(法法52、法令96一)。

このいわゆる長期棚上げ債権に係る貸倒引当金の繰入事由(特定事由)には、法令の規定によらない整理手続によるものとして、「債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの」及び「行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が「に準ずるもの」が掲げられています(法令96一の二、法規25の2)。

ご質問の再生計画に基づくC銀行と甲社との契約は、債務超過の状態にある甲社(債務者)が第三者である中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定した再生計画に基づき締結された契約であり、その内容が全金融債権者が同意した再生計画に基づき負債整理を行うものであることから、債権額の多寡等に応じ、A銀行及びB銀行のように債権放棄を行った大口債権者が存在する一方で、C銀行のような少額債権者が債権放棄を行わず弁済期限の延長を行う場合についても、法人税法施行規則の「行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの」に該当すると解され、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入事由が生じていることとなります。

【関係法令通達】

法人税法第52条第1項

法人税法施行令第96条第1項第1号

法人税法施行規則第25条の2

(税制委員会:小林 秀子、齋 秀行
グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)

区 分	事 実	繰入限度額
長期棚上げによる場合	①更生計画認可の決定 ②再生計画認可の決定 等	その事由が生じた事業年度終了の日後5年以内に弁済されない金額
債務超過状態の継続等による場合	金銭債権の債務者につき、債務超過の状態が相当期間(おおむね1年以上)継続し、事業好転の見通しが無いこと 等	取立て等の見込みがないと認められる金額
形式基準による場合	①更生手続開始の申立て ②再生手続開始の申立て ③破産手続開始の申立て ④手形交換所・一定の電子債権記録機関において取引停止処分を受けた場合 等	その金銭債権(実質的に債権と認められない金額等を除く)の50%相当額

あなたのお知り合いを紹介してください！ “松本法人会 やまびこ運動”

ご紹介のご協力、誠にありがとうございました！

～会員数の1割以上の紹介件数をめざして、5月から取り組んでまいりました

ご紹介
209件

ご入会
76件

“松本法人会 やまびこ運動”～

11月までの間に、209件のご紹介先を賜りました。更に、このうち、地元の金融機関さんからのご紹介先27件を含めた、三分の一以上の76件の方々にご入会いただきました。ご協力に厚くお礼申しあげます。

なお、今年の会員増強運動では、各部会に例年ご協力をお願いしてまいりました「加入数目標」と別に、やまびこ運動推進のための「紹介件数目標」を全部会に設け、期間中に目標を達成された部会への表彰を予定しております。紹介目標を達成していただいたのは次の四つの部会です。ご協力誠にありがとうございました。

☆本庄部会（目標8件に対し8件）

☆豊科部会（目標25件に対し30件）

☆波田部会（目標14件に対し16件）

☆奈川部会（目標5件に対し6件）

◎会員増強運動の会員数目標4,410社まで、あと13社に迫りました。ご紹介は、期間にかかわらず12月以降も引き続きお待ちしておりますので、重ねてご協力をお願いいたします。

ふるさとの宝 次代へのおくりもの

224 ～かつての宿場町の姿を現在に伝える～

「中山道街道・宿場の街 塩尻」

今年、木曽路は日本遺産に認定されました。「木曽路はすべて山の中 ～山を守り 山に生きる～」というストーリーのもと、当時と変わらず偉大な自然を講えているかのようです。

塩尻には、5つの宿場がありますが、その中で奈良井宿は中山道の宿場全部の中でも旧状を最もよく留め、江戸・明治の建築がおよそ6割を占めている点から実に貴重な文化財となっています。中山道沿いに約1キロの家並みが連続しており、南の京都側から上町・中町・下町に分かれ、街道の山側には、六つの水場と五つの寺が並んでいます。寺や水場の数からも、いかに人々がこの宿に集まったかが容易に推測され、その繁栄の様は「奈良井千軒」とも謳われました。現在も

町のつくりやその家並みは当時の面影を色濃く残し、だしばりづくり 出梁造やしとみど 部戸、よろいひさし 鏝庇、まざるがしら 猿頭など、奈良井宿の建物の特徴をよく見ることができます。町並みの規模や整備が進んでいるということから、今に残る日本随一の宿場町といっても過言ではありません。

先日、第30回全国中山道宿場会議塩尻宿大会<ぶら



第30回全国中山道宿場会議塩尻宿大会

り中山道ゆっくり繫いだ30回～「仙(セン)」「山(セン)」へ300年～>が開催されました(平成28年11月5日)。中山道の歴史的遺産の保存と地域経済の発展に知恵を出し合い、情報交換等を通じて切磋琢磨し、各宿場町がひかり輝く街づくりに繋がる貢献活動で

す。
宿場をはじめとする歴史的遺産をふるさとの宝としていつまでも残していきたいものです。

(廣田伸一編集委員)



皆さん
こんにちは♪

株式会社 マネジメントアシスト

松本市城西

代表取締役 矢島 龍氏

「自分で行きたいところは 自分で決める」

(株)マネジメントアシストは望月総合経営グループの関連企業として、平成24年に設立された会社で、主として中小企業の経営改善支

援を行っています。

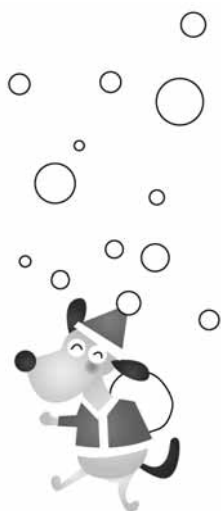
矢島龍さんは、長野市出身で大学卒業後は東京の会社に勤務、ご結婚を機に奥様の実家の松本に転居し、税理士法人望月会計に入社されました。その後、中小企業診断士の資格を取得し、同社を設立されました。

同社の得意分野は、資金繰りに苦しむ中小企業の経営改善計画（一般的には5カ年計画）の策定を支援し、金融機関とリスケジュール（債務返済の繰り延べ）の協議を行うことで、企業の財務改善・経営改善を支援するものです。

仕事にあたり「自分で行きたいところは自分で決める」をテーマとし、あくまで主体は企業（社長）であり、社長自らに「決めて」もらう、社長の意思決定の「支援」に徹しています。経営改善が成功するかどうかは、計画策定にあたり、いかに改善目標を具体的に・社員全員にわかりやすく設定するか、そして策定した計画に対し、いかに社長にコミットしてもらうかが重要とおっしゃっていました。

趣味はカメラとのこと、休日には奥様と二人のお子様を連れて出かけ、出先でさまざまな写真を撮ってリフレッシュしています。

（中村祐一編集委員）



頑張ってます!!

『頼みの綱』

社会保険労務士法人アンカー
塩尻市広丘高出

一ノ瀬 綾子 さん

社会保険労務士法人アンカーは、「企業の発展を

“人”の面から支えていきたい」という理念のもと設立されました。日常的な人事労務管理上の問題に関する相談に応じているほか、企業独自のニーズに最大限配慮した就業規則のオーダーメイド、採用計画から人材育成にかかる社員教育などといった業務に取り組んでおられます。

一ノ瀬綾子さんは、社会保険手続き、給与計算、請求書作成、事務全般などを担当されています。「総務・経理の経験を活かしたい」「社会保険を理解したい」と、一年一ヶ月前に入社され、「まだまだ勉強中です」と一生懸命さが伺われました。そして、会社のモットーである人事労務の“頼みの綱”であり続ける会社づくりをみなさんで取り組まれているそうです。

仕事を離れば、中学生と小学生の2人のお母さん。今は、子供中心の生活で、子供たちのスポーツ活動の応援などに忙しくされているそうです。そんな中でも、お正月に家族旅行に行けたら嬉しそうに笑顔でお話して下さいました。

（廣田伸一編集委員）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

経営レポート

平成28年度税制改正

税理士 石田 賢一



1・はじめに

先頃、国会において消費税の税率10%への引上げと軽減税率制度導入を2年半先延ばしにする改正案が可決・成立しました。これにより導入期日が平成29年4月1日から平成31年10月1日になります。また、適格請求書等保存方式（インボイス制度）は平成35年10月1日からの導入となります。この4年間はインボイス導入のための準備期間となります。ところで、今回は昨今の今頃審議されていた平成28年度税制改正から注意すべき事項を見ていくことといたします。

2・法人税関係

(1) 法人税率の引下げ

資本金1億円以下の中小企業は、年800万円以下の所得金額については15%、年800万円超の部分については23.9%の法人税率ですが、このうち年800万円超の部分について、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から23.4%に改正されています。この改正により地方税を含む実効税率が初めて30%を下回ることになります。なお800万円以下の15%の税率は来年の3月末が適用期限であるため今国会でその延長を含め審議されます。

(2) 減価償却制度の見直し

建物附属設備及び構築物等の償却方法について、平成28年4月1日以後取得分から定額法となりました。

(定率法は廃止されました)この改正も多くの会社に影響があると思われます。税率を引下げる代わりに課税ベースを広げる措置の1つになります。

(3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長されています。

(4) 少額減価償却資産

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限が2年延長されています。

3・消費税関係（高額特定資産を取得した場合の中小企業特例の見直し）

高額特定資産を取得し、本則課税により申告した場

合には、取得課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの間は本則課税による申告を義務付ける見直しが行われています。この改正は平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合について適用されます。(平成27年12月31日までに契約したものは除かれます)従って、その間は事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用できませんのでご注意ください。

高額特定資産とは、一取引単位が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品等をいいます。

課税売上割合が著しく変動した場合の調整

調整対象固定資産は長い期間にわたって使用することを目的として取得するため、取得年度だけで仕入等に係る消費税額を判断するのではなく、3年間の中で課税売上割合が著しく変動した場合には消費税額を調整する必要があります。

概要は、調整対象固定資産の課税仕入れ等を行い、かつ、比例配分法により仕入に係る消費税額を計算した場合において、その者が、第3年度の課税期間の末日において保有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入等の課税期間における課税売上割合に対して著しく変動した時は、第3年度の課税期間において仕入に係る消費税額を加減算する方法により調整するというものです。この比例配分法には課税売上が5億円以下で、かつ、課税売上割合が95%以上で課税仕入れ等の税額が全額控除されている場合も含まれるため注意する必要があります。

4・おわりに

現在長野県では地方事務所の見直しが行われています。主な見直しの内容としては地方事務所に替わり地域振興局を設置し同時に税務課を県税事務所として独立させるというものです。保健所や建設事務所に次いで県税事務所が設置されることとなります。また、従業員の方の住民税について特別徴収（事業者が給与から住民税分を天引きし納める方法）が原則となっていきます。

石田会計事務所

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL(0263)48-6722

FAX(0263)48-6755

青年部コーナー

12月例会のご案内

長野県のサッカーをリードしてきた二人が熱く語る！
柿本倫明氏 & 土橋宏由樹氏 講演会(トークショー)

今年最後の例会となる12月例会は、近年大いに盛り上がりを見せている長野県のサッカーを、その黎明期にけん引してきた二人の講師による講演会(トークショー)を開催いたします。

講師の松本山雅FCの柿本倫明氏と、AC長野パルセイロの土橋宏由樹氏は、かつて共に松本山雅でご活躍され、現在はそれぞれのチームでアンバサダーとしてご活躍されています。

過去には“サッカー不毛の地”とも言われた長野県ですが、現在は両チームの活躍もあり、サッカーはとても身近な存在になってきました。そんな新しい流れを作り出したお二人からどんなお話が聞けるのでしょうか！

講演会終了後には懇親会を開催いたしますのでご興味ございます方はお気軽にお問い合わせ下さい。大勢のご参加お待ちしております。

内容 長野県のサッカーをリードしてきた二人が熱く語る！
柿本倫明氏 & 土橋宏由樹氏 講演会(トークショー)

日時 12月14日(水) 午後6時開始(講演会終了後、

懇親会)

会場 松本東急REIホテル1階「シャングリラ」

会費 5,000円(懇親会費として)

申込 事務局(35-8080)まで

女性部コーナー

「関東信越法人会連絡協議会 女性部会合同セミナー」に参加(11/8)

例年、長野県内法人会の女性部が一堂に会して実施してきた合同例会。今年は規模を拡大して開催されました。

関東信越国税局管内6県(埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟・長野)から、ご来賓なども含め約250名が参加し、軽井沢プリンスホテルを会場に、「人とホスピタリティー研究所」代表の高野登さんをお招きしての講演会と懇親会が行われました。

関信局管内の女性部でセミナーを実施するのは初めてで、当会からも作田部長など9名が参加しました。



部会便り

塩尻部会

会員親睦研修旅行のご案内

塩尻部会では、今年度も親睦研修旅行を開催します。今回は、「劇団四季『リトルマーメイド』鑑賞とみなと街横浜&小江戸川越の旅」を企画いたしました。皆様、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

【旅行概要】

開催日：平成29年2月26日(日)~27日(月)

1泊2日の旅

旅行先：横浜・川越方面

1日目 お台場で昼食 劇団四季「リトルマーメイド」鑑賞 横浜中華街散策 夕食
「重慶飯店」

2日目 小江戸川越散策「蔵づくりの街並み・時の金」 喜多院「川越大師」 昼食
「サイボクハム」銘柄豚のBBQ&お買い物

宿泊先：ローズホテル横浜(ツイン：2~3名利用)
シングル希望の方は、参加費+5,400円となります。

定員：20名(先着順：定員になり次第締切)

対象：塩尻部会の会員及び会員事業所の従業員等
締切：平成29年1月13日(金)

参加費：28,000円

その他：参加ご希望の方は塩尻部会事務局までご連絡ください。ご案内を郵送させていただきます。

【塩尻部会事務局(塩尻商工会議所内)

電話：(0263)52 0258 担当：太田】

事業者・従業員の皆さま

長野県・県内全77市町村

平成30年度から、原則全ての事業者が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員¹に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。(個人住民税の特別徴収) ¹原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から全県一斉に、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定することにより、個人住民税の特別徴収を徹底します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。

なお、次の理由(~)に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができることとしますが、給与支払報告書を提出いただく際に所定の手続きが必要となりますので、御留意ください。

総従業員数²が2人以下の事業所

² ~ に該当する全ての(他市区町村分を含む。)従業員数を差し引いた人数

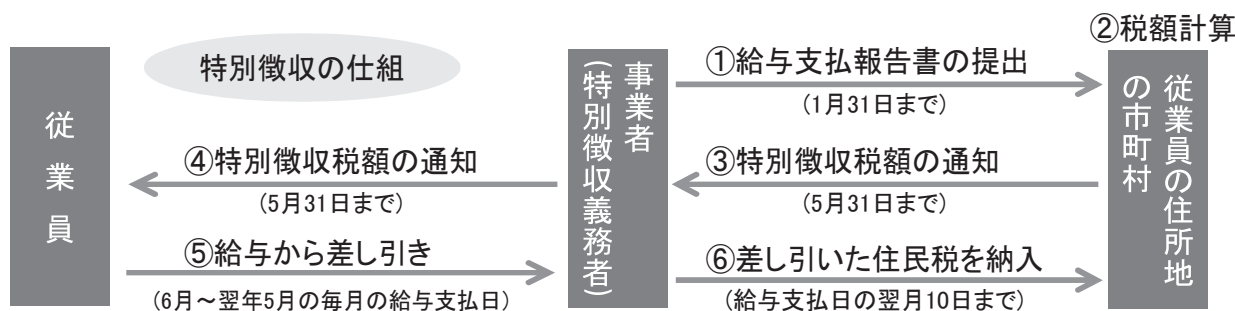
他の事業所で特別徴収されている方

給与が少なく税額が引けない方

給与の支払が不定期な方

事業専従者(個人事業主のみ対象)

退職者又は退職予定者(5月末日まで)



【お問合せ先】 県庁市町村課(026-235-7068)又は最寄りの市町村住民税担当課

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

手打そば・郷土料理

豊科ぼんどこ

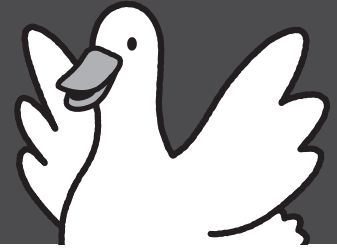
各種 御会食
御宴会承ります

安曇野市豊科日赤通り
TEL・FAX 0263-72-6767

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで2ヶ月以上かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

病気・ケガで
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

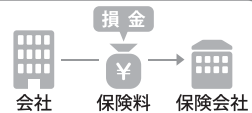
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、全額損金に算入できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
従業員の
福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。
給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を経営資金に活用できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

長野支社 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0043-1611016 7月29日

「消費税申告一声運動実施中」

12月の予定

2日正副会長・正副委員長・部長会議 6日部会
事務局連絡調整会議 9日役員会 14日青年部12
月例会 16日県連事務局長会議 21日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/11月決算法人対象）
12月21日(水) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室

青年部・女性部

部員募集中!!



詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

合同委員会のお知らせ

平成29年度の事業について6委員会と青年部・女性部の相互確認を図るための会議です。関係者には個別に通知をお届けいたします。

日時 平成29年1月20日(金) 16:00～19:20
16:00～ 合同委員会

個別委員会は開催しません

17:20～ 賀詞交換会 会費3,000円

会場 松本東急REIホテル 3F「クリスタル
ルーム」

内容 平成29年度事業計画(案)の相互確認等

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！

～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のお知らせ(2月)

半年ごとに実施し、ご好評をいただいている健康診断です。検査時間が約1時間程度と、お仕事への負担を最小限にできます。

基本的な検査項目を網羅した基本コース(17,000円)「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を加えたドック健診(27,000円)の2コースがあります。またオプション検査として、肝炎ウイルス検査、前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)、骨粗鬆症検査、乳房超音波検査(乳ガン検診)、睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査、アミノインデックス(AICS)検査も受診できます。

詳しくは順次会員の皆様に郵送いたします「ご案内・申込書」にてご確認下さい。

日程：平成29年2月6日(月)～10日(金)の計5日間

場所：松本市公設地方卸売市場管理棟 2F 会議室

費用：Aコース(基本コース) 17,000円
Bコース(ドック健診) 27,000円

お申込：会員の皆様に12月より順次お送りいたします「ご案内・申込書」に必要事項を記入いただき、FAXにてお申込下さい。

備考：「ご案内・申込書」は郵送にて会員の皆様に順次お送りいたします。



法人会 生活習慣病健診の特徴

- ・ 申込手続きが簡単です 郵送された申込書を法人会にFAXするだけ
- ・ 割安な費用と充実した健診内容
- ・ 健診所要時間が短時間(約1時間程度)
- ・ 基本コースとドック健診〔腫瘍マーカー検査・超音波(エコー)検査を追加〕の2コースから選択
- ・ 検査結果は概ね3週間で通知

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ：タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタルカメラ デジタル写真機
タブレット
スマートフォン
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

信州ブレイブウォリアーズ

2016-17SEASON
信州ブレイブウォリアーズ
松本大会開催



松本市・松商学園出身 #5 武井弘明 選手

12/10(土) 11(日)

@松本市総合体育館
vs 茨城ロボッツ

3/25(土) 26(日)

@松本市総合体育館
vs 西宮ストークス



株式会社信州スポーツスピリット 〒387-0007 長野県千曲市屋代1821
TEL: 026-214-7022 FAX: 026-214-7023 E-mail: info@b-warriors.net



70歳以上の公募による美術展 「第7回 老いるほど若くなる」



松本市・松本市美術館・松本市芸術文化振興財団が主催し、隔年で開催される美術展で、第7回目を迎えました。健康寿命延伸都市・松本にちなみ、年を重ねたからこそ描ける世界を紹介する展覧会となります。70歳以上であれば誰でも応募・出品が可能です。応募期間は12月15日まで、来年2月上旬の入選発表を経て、入選作品は平成29年3月4日～4月9日まで、松本市美術館に展示されます。お問い合わせは松本市美術館まで。(写真は前回美術展グランプリ作品です)

松本市美術館 TEL 0263-39-7400 (中村祐一編集委員)

川柳コーナー
先読めぬ
トランプゲームが
始まるの?
赤子から
幼児になった
愛娘
子を育て
笑顔増えたが
しわも増え
新米

あしがき

最近の印象に残る出来事といえば、やはりトランプ氏のアメリカ大統領当選でしょう。当初から「泡沫候補」の扱いを受け、数々のバッシングをものともせずに出選するあたり、「アメリカンドリーム」がいまだ健在であることを感じさせます。行政経験なし、選挙資金なし、そしてマスメディアにほとんど嫌われたトランプ氏の勝因については、いろいろと分析がされています。「相手方のエラー」もあるでしょうが、やはり、「既存のやり方」を一切排除したことが勝因かと思っています。過去の行政経験や実績のアピール、マスメディア受けするパフォーマンス、テレビ討論会ではファクションまでも気を配り、全米向けのテレビCMを流し、といった面では競わず、その資金や労力をネットやSNSに、そして全米向けではなく各州、各地域単位にきめ細かい選挙運動に振りかけたのではないかと予想されます。少々突飛ですが、既存の豪族や寺社・幕府権力に頼らず、兵農分離や楽市楽座で天下統一に邁進した「うつけ者」織田信長を想起させます。本年吹き荒れた「トランプ旋風」が「過性のもの」なのか、これからの時代にマッチするものか、注目したいと思っております。(中村)

(本号編集委員…
中村祐一、
廣田伸一)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社